

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（遵守義務）</p> <p>第三条 適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載又は記録事項その他基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。</p>	<p>（遵守義務）</p> <p>第三条 適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項その他基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。</p>
<p>（帳簿）</p> <p>第三十七条 法第十六条第一項において準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の名称 二 交付金の交付申請の年月日 三 交付金の額 四 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の名称 五 前号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の額 六 第四号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の納付の年月 	<p>（帳簿）</p> <p>第三十七条 （略）</p>

日	
<p>七 第一号に掲げる適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日</p> <p>2 法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>2 法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日（平成〇年〇月〇日）から施行する。